第二十七南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二　（略） 三　毎年四月十五日から八月三十一日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。 四　前号に掲げる期間以外の期間においては、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 （新規）
第二十八～三十二南極特別保護地区	（略）
第三十三南極特別保護地区	一～四　（略） 五　当該地区内では、一回につき六人以下である場合においては、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができる。 六～十一　（略）

上欄	下欄
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域

第二十七南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　（略） 三　毎年四月十五日から八月三十一日までの期間は、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。 四～八　（略）
第二十八～三十二南極特別保護地区	（略）
第三十三南極特別保護地区	一～四　（略） 五　当該地区内では、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、野営することができる。 六～十一　（略）

上欄	下欄
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機（双発式の飛行機を除く）	地表から高度千メートル以下の空域